

一般社団法人京都府医師会 母体保護法指定医師の指定基準細則

平成 18 年 12 月 1 日 改 正

平成 25 年 3 月 21 日 改 正

平成 26 年 7 月 10 日 改 正

平成 30 年 6 月 7 日 改 正

令和 6 年 7 月 11 日 改 正

1 人 格

2 技 能

3 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

4 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、本会会長あてに下記の書類を添えて申請する。

①指定取得の申請

i) 指定医師申請書（様式 1・2）

ii) 履歴書（様式 3）

iii) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し

日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を 3 年以上受けたものは主任指導医の発行する「指導証明書」（様式 4）

iv) 誓約書（様式 5）

v) 受講証明書（母体保護法指定医師研修会受講証）

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることができる。

vi) 研修症例実施報告書（様式 16）

vii) 手数料

指定医師申請手数料は、本会会員 5,000 円、非会員 20,000 円とする。

②指 定

面接及び書類審査による。ただし、これまで本会で指定医師の資格を有したことがあるものについては、原則として面接を免除する。

③登 録

登録番号は、都道府県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号とする。

(例) 026 - 98 - 06 - 0001

(京都) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

④他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

5 設 備

①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。

②連携施設が必要と判断される場合は、本会及び京都産婦人科医会がその状況を勘案して決定する。

③連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、本会会長に届け出ること。

④転送電話、携帯電話等で 24 時間患者からの連絡に対応すること。

⑤常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

6 設備指定の申請、指定及び登録

①設備指定取得の申請

i) 設備指定申請書(様式6)の作成

[医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等]

連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書(様式21)

ii) 指定医師証の写し

iii) 施術場所の平面図

iv) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置

v) 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)

②指 定

母体保護法指定医師審査委員会において書類審査する。必要に応じ、申請医師と面接をして、設備の状況を把握する。

③登 録

登録番号は、本会の番号、指定の年度、指定設備の番号とする。

(例) 126 - 98 - 0001

(京都) (指定年) (指定設備の番号)

④その他

i) 設備を変更した場合は、設備指定変更届(様式7)を提出すること。設備の変更により連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書(様式21)を添付すること。

ii) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠員となった場合、設備指定辞退届(様式8)を届けること。

ただし、速やかに指定医師が補充される場合はこの限りでない。

7 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定、登録

①指定取得の申請

i) 指定医師研修機関指定申請書(様式9)又は指定医師研修連携施設登録申請書(様式10)の作成

ii) 指定医師証の写し(主任指導医・その他指導医)

iii) 平面図

②指定

母体保護法指定医師審査委員会において書類審査する。必要に応じ、申請施設の指定医師と面接して設備の状況を把握する。

③登録

i) 指定医師研修機関の登録番号は、都道府県医師会の番号、指定の年度、更新の年度、指定番号とし、指定医師研修機関指定証(様式11)を交付する。

(例) 226 - 18 - 18 - 0001

(京都) (指定年) (更新年) (指定番号)

ii) 指定医師研修連携施設の登録番号は、都道府県医師会の番号、指定の年度、指定番号とし、指定医師研修連携施設登録証(様式12)を交付する。

(例) 326 - 18 - 0001

(京都) (指定年) (指定番号)

④その他

- i) 指定医師研修機関又は指定医師研修連携施設が要件を満たさなくなった場合には、速やかに指定医師研修機関辞退届（様式 13）又は指定医師研修連携施設辞退届（様式 14）を提出すること。
- ii) 申請内容を変更した場合は、指定医師研修機関変更届（様式 19）又は指定医師研修連携施設変更届（様式 20）を提出すること。

8 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月 10 日までに都道府県知事に届け出ること。

- ①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が 0 件の場合も必ず報告すること。
- ②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

9 指定の更新及び取消

①更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。

- i) 母体保護法指定医師研修会受講証 1 枚。

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

- 1) 生命倫理に関するもの
- 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
- 3) 医療安全・救急処置に関するもの

- ii) 日本産婦人科医会研修参加記録 6 単位(参加証 6 枚)相当。(日本医師会生涯教育講座、本会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勧奨する。)

②第 8 項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消することができる。

③病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由がある場合には、最長 1 年間更新の手続きを延期することができる。

④指定医師更新の申請

- i) 指定医師更新申請書（様式 15）
- ii) 母体保護法指定医師研修会受講証 1 枚
- iii) 研修シール他
- iv) 現指定証
- v) 手数料

指定更新申請手数料は、本会会員 2,000 円、非会員 10,000 円とする。

⑤指 定

書類審査による。疑義のあるものについては、審査委員会において審査する。書類不備のもの、また設備が明らかに不備であるものは更新しない。

10 指定医師の誓約

11 指定医師の遵守すべき事項

12 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は 7 名とし、下記の構成とする。

- 1 医師である委員 4 名
- 2 医師でない委員 3 名

第 2 号の委員中 1 名は、弁護士資格を有する法律家とする。

13 指定基準の変更

本細則は、理事会の議決を経なければ、これを改正することができない。

附 則

- 1 本改正細則は、平成 27 年 2 月 1 日より施行する。

- 2 第1項から第3項および第5項から第13項の本改正細則は、平成30年6月7日より施行する。
- 3 第4項の本改正細則は、平成30年12月1日より施行する。
- 4 第9項①ii)の本改正細則は令和6年11月1日より施行する。